

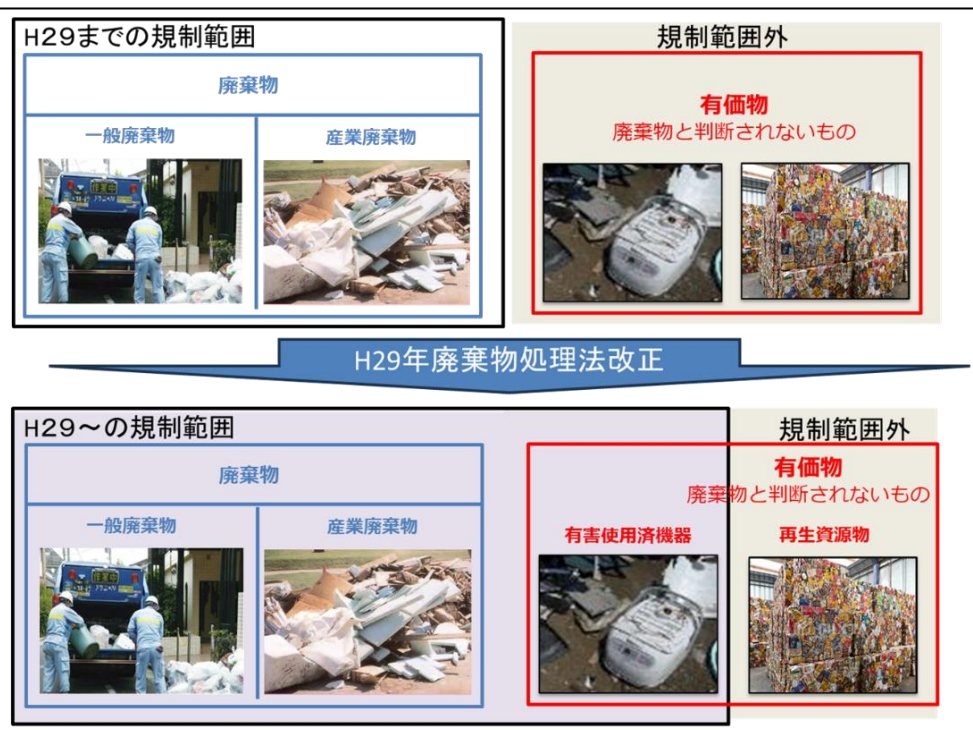


今後の廃棄物処理制度の検討にむけた論点整理 (参考資料)

令和 7 年5月23日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

不適正ヤード問題への対応について

- ① 平成29年、廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。
- ② 本制度の対象となる機器は、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- ③ このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制条例が制定されている。



廃棄物処理法の規制範囲

＜都道府県＞

- ア 滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日）
- イ 兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年3月17日）
- ウ 鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日）
- エ 千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日）
- オ 茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日）
- カ 山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日）
- キ 埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日）
- ク 福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日）

＜政令市＞

- ア 名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日）
- イ 千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日）
- ウ さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日）
- エ 越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日）

再生資源物の規制条例 ※（ ）は施行日

千葉県からのヒアリング

1. ヤードに不適正に保管されている物品に対して、廃棄物該当性の判断をしていく中で、実際の現場ではその枠組から漏れてしまう事情がある。
2. 廃棄物処理施設と同等の対応が必要である。不適正ヤード事業者を退場させる必要がある。

事業者団体からのヒアリング

1. 現行制度では事業者に対して実効性が期待できない。
2. 金属、プラスチック等の生活環境に影響を及ぼすような物まで規制する必要がある。
3. 廃鉛蓄電池が不適正に解体され、解体処理に伴う鉛、希硫酸等の流出事例について懸念している。

自治体からの意見（実態調査）

➤ 現行制度に不十分な点があると感じている自治体数：108/129（84%）

1. 「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、より明確な基準を示してほしい。
2. 届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認が難しく、流通経路の把握が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、対象品目の拡大が必要である。
3. 有価物であっても、有害性・発火性・爆発性を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏えい、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の生活環境保全上の支障を及ぼすおそれのある物を取り扱う事業者も規制対象にする必要がある。
4. 有害使用済機器のみを取り扱っている事業場はなく、多くの事業場が雑品スクラップとの混載物を取り扱っていることから、対象品目に限定した指導では限界がある。

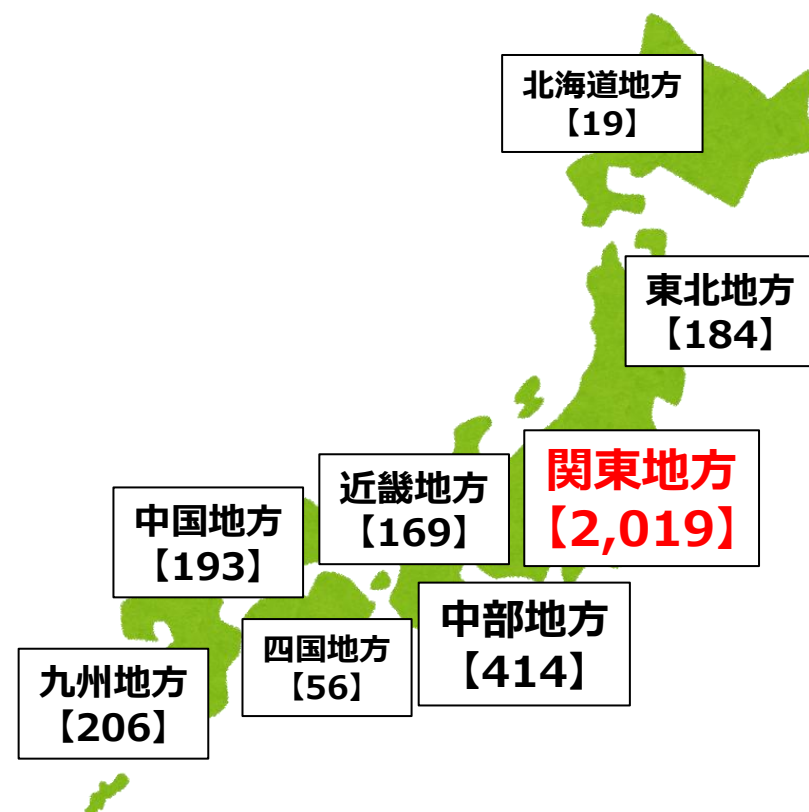
【調査概要】

1. 生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため全国の自治体に向けて調査を行った。
2. 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市(82) … 計129自治体
3. 調査対象期間：令和5年10月1日～令和6年9月30日
4. 回答率：100%
5. 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、生活環境保全上の支障の発生状況 等

① 事業場の件数

1. 再生資源物の保管等を行っている事業場数は、**3,260**であった。（有害使用済機器保管等届出件数（612）を除く。）
2. 地域別には**関東地方の事業場数が最多**で2,019であった。（地方環境事務所の管轄地域で区分）

- 把握自治体数は、**都道府県で47の内41、政令市で82の内41**（合計：129の内82）であった。
- 地域別には、**関東地方は管内の事業場を把握している自治体が多かった**。一方、近畿地方や九州地方は管内の事業場を把握している自治体が少ないことから、更に多くの事業場が存在している可能性はある。



② 再生資源物の保管等の実態について

1. 再生資源物保管等事業場では、雑品・金属スクラップ、プラスチック製品、鉛蓄電池、ガラス・コンクリート、陶磁器製品、木製の製品、リチウムイオン電池、ゴム製品等の多種多様な物品が保管等されている。
2. 一般家庭から解体業者まで仕入れ元は幅広く、海外に搬出されているものもある。

➤ 再生資源物保管等事業場では、現行制度の規制対象外の物品（有価物）が保管等されている。また、海外の商社や卸売業者、リユース業者に搬出されている。

③ 生活環境保全上の支障の発生状況

1. 有害使用済機器保管等届出事業場では、22の事業場において24件の支障発生があった。一方、再生資源物保管等事業場では、165の事業場において211件の支障発生があった。
2. 再生資源物保管等事業場では、支障の種類として、騒音・振動（87件）が最も多く、次いで飛散・流出（44件）、火災（27件）であった。

➤ 一部の再生資源物保管等事業場では、生活環境保全上の支障が発生しており、有害使用済機器保管等事業場よりも支障発生割合が高い。また、事業場数が多い自治体の一部においては支障を把握していないため、問題が深刻化する可能性はある。

④ 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池及び廃リチウムイオン電池の取扱状況

1. 廃鉛蓄電池の解体によって、廃液の場外流出に起因する排水の鉛の環境基準超過、周辺水路のpHなどの水質悪化が報告された。
2. 廃鉛蓄電池の精錬によって、悪臭の発生や処理水の鉛の基準超過が報告された。
3. 廃リチウムイオン電池を原因とする生活環境保全上の支障として火災との回答があった。
4. 屋外保管を行っている再生資源物等に廃リチウムイオン電池が混在している事案があり、重機により、ぞんざいに扱われることにより破損し、ショートしている可能性があるとの回答があった。



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



雑品スクラップの屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

PCB廃棄物について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）とは

- 水に不溶、難分解性、化学的安定性、絶縁性、高沸点性を有する
- 人の健康・環境への影響
- 有害性が確認、広範に環境中に残留

主な用途

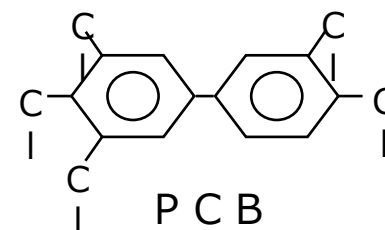
- 高圧トランス（変圧器：発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等）
- 高圧コンデンサ（送配電網、工場・ビル受電設備、工場等の省エネ設備）
- 低圧トランス・低圧コンデンサ（家電製品や工場設備の部品等）

JESCOでのPCB廃棄物処理の経緯

- 昭和43年カネミ油症の発生により社会問題化
- 昭和47年から製造中止
- 長期にわたる保管（多くの民間処理業者が処理施設の立地を試みたが地元の理解が得られず、処理実現に至らなかった。）
- 保管中にPCB廃棄物が紛失し、環境を汚染することが懸念された。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約との関係

- 一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大等を背景として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が平成16年5月に発効。
- 同条約では、PCBに関し、令和7年までの機器内における使用の廃絶、令和10年までの適正な管理が求められており、我が国は平成14年8月に同条約を締結。



PCB廃棄物の濃度区分に応じた現行の処理体系



ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理事業

- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
- 2004年（平成16年） 高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））に JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設を施設
立地自治体のご協力をいただき、順次設置し、処理が開始
- 2010年（平成22年） 廃棄物処理法に基づく無害化認定制度開始
低濃度のPCB廃棄物については、民間による無害化認定施設（焼却、洗浄）において処理が開始
- 2014年（平成26年） JESCO処理施設の処理期限の延長
- 2016年（平成28年） PCB特措法等の改正
（使用中の高濃度PCB使用製品の期限内の処理を義務化など）
- 2024年（令和6年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了
- 2024年（令和6年8月） 北海道(室蘭)の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本(北九州・大阪・豊田)を追加し、東京と北海道(室蘭)の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年） 3月 JESCO室蘭・東京事業所での高濃度PCB処理事業終了
- 2027年（令和9年） 3月 低濃度PCB廃棄物の処理期限



JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ溶融施設、右：化学処理施設

高濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- JESCOに登録されているPCB廃棄物の量は、変圧器・コンデンサー等が39万5千台、安定器・汚染物等が2万2千トンであり、このうち変圧器・コンデンサー等の99%、安定器・汚染物等の99%の処理が完了した（令和7年2月末時点）。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展。令和7年度末で事業終了予定。

令和7年2月末（速報値）時点の処理量と進捗率（変圧器・コンデンサー類）

	変圧器	コンデンサー類
北九州事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約59,000台
大阪事業エリア	【処理完了】約2,800台	【処理完了】約85,000台
豊田事業エリア	【処理完了】約2,500台	【処理完了】約79,000台
東京事業エリア	約3,800台 (99%)	約86,000台 (99%)
北海道事業エリア	約4,100台 (99%)	約70,000台 (99%)
全国※1	約16,000台 (99%)	約379,000台 (99%)

※1 端数の関係で合計が合わない。数百台の登録済み未処理のコンデンサー等がある。

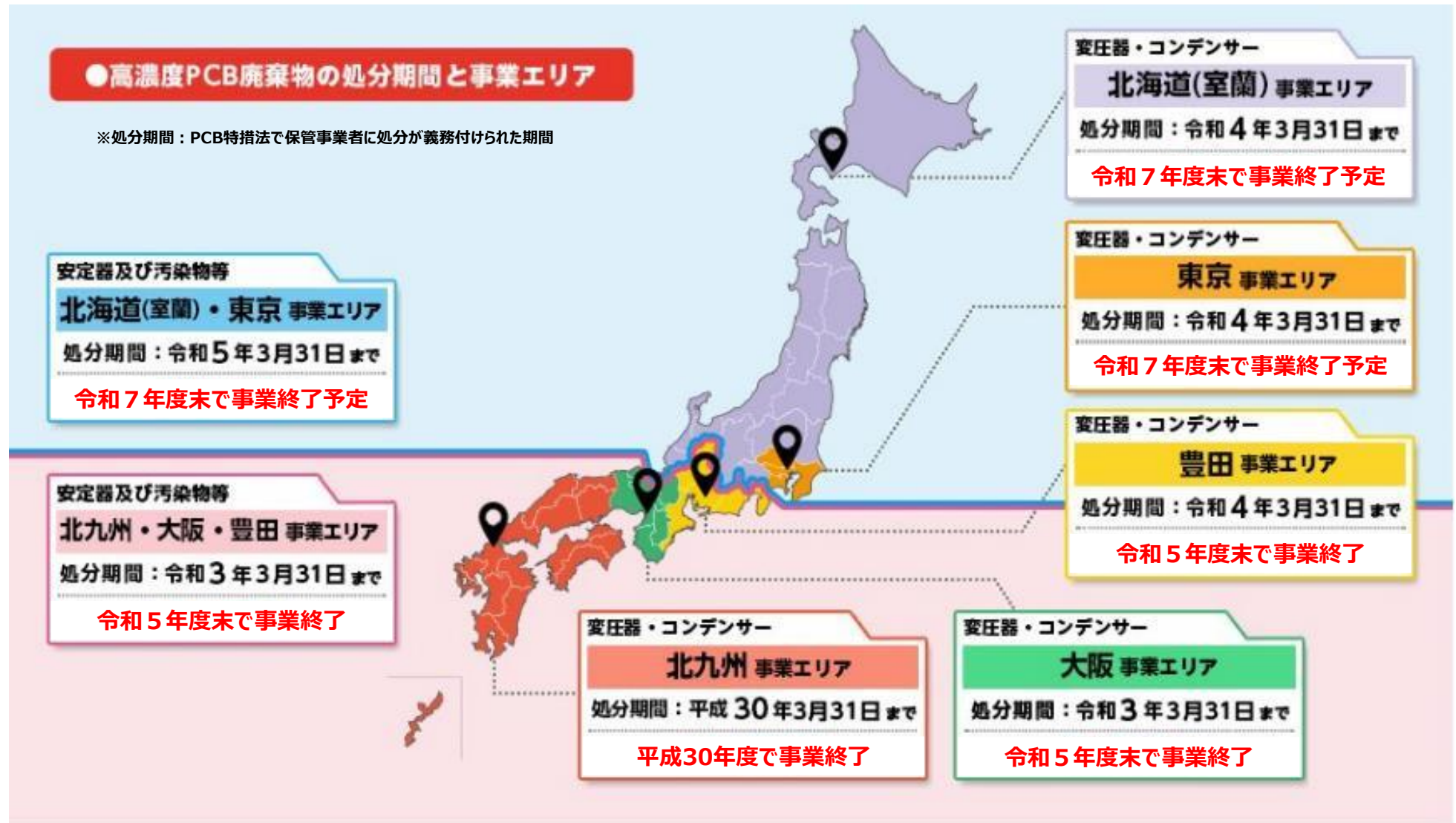
令和7年2月末（速報値）時点の処理量と進捗率（安定器・汚染物等）

	安定器・汚染物等
北九州事業エリア	【処理完了】約10,000トン
北海道事業エリア	約11,000トン (98%)
全国※2	約21,000トン (99%)

※2 端数の関係で合計が合わない。

※廃屋等の解体時に高濃度PCBを使用した照明器具用安定器などの発見の恐れがある。

(参考) 高濃度PCB廃棄物の事業エリアごとの処分期間



北九州エリア：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（17県）
 大阪エリア：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（6府県）
 豊田エリア：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（4県）
 東京エリア：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（4都県）
 北海道（室蘭）エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（16道県）

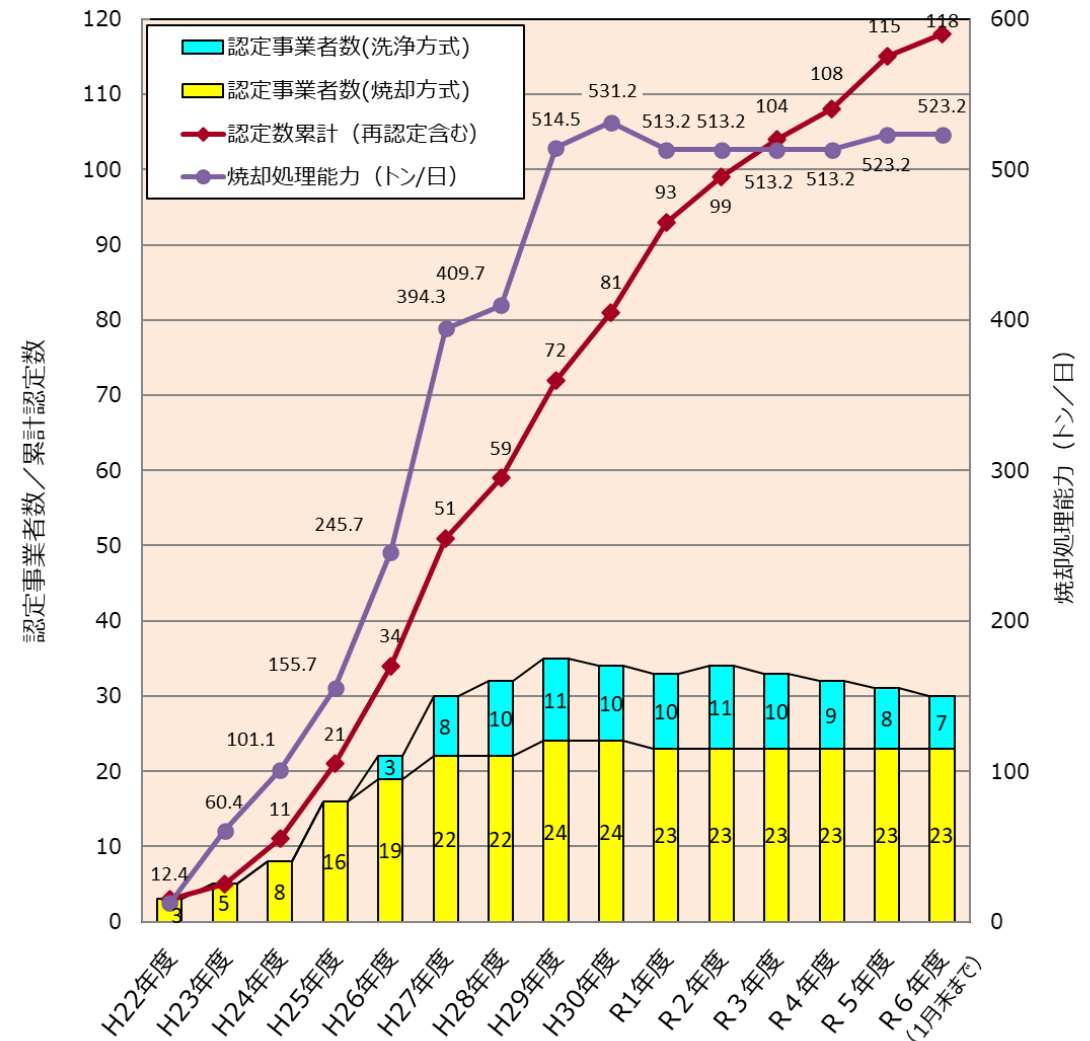
低濃度PCB廃棄物の処理の進捗状況

- 令和9年3月末に向けて、低濃度PCB廃棄物の処理を実施中
- 引き続き、今後の低濃度PCB廃棄物処理体制（焼却処理施設26カ所、洗浄施設7カ所）の維持に向けた取組・検討を進める。※処理体制は令和7年3月31日時点

● 低濃度PCB廃棄物の処理状況

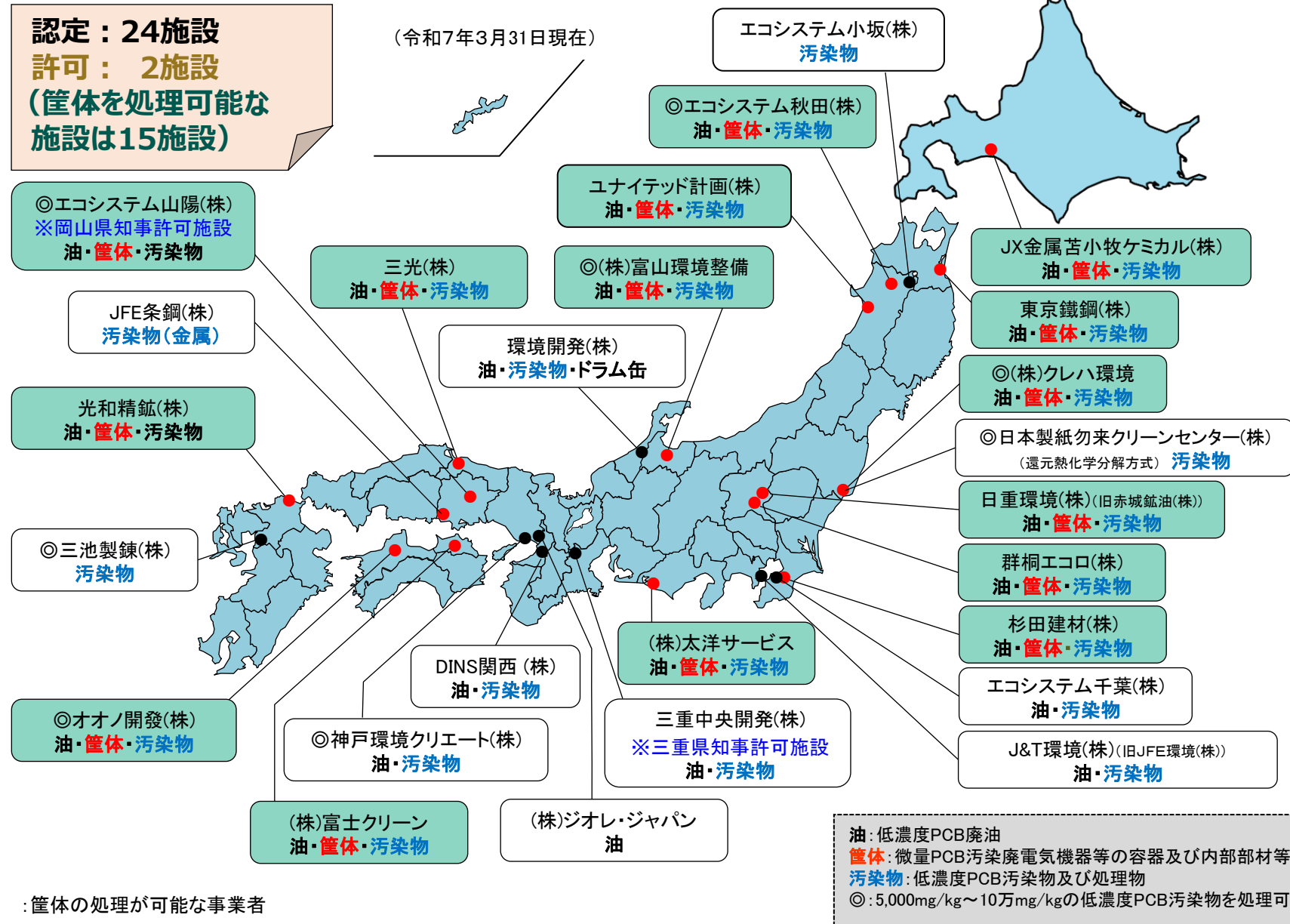
	令和5年度末 処理実績	累計処理量
廃電気機器類 (変圧器・コンデンサー等)	約120千台	約826千台
PCB絶縁油	約11千トン	約164千トン
汚染物	33千トン	158千トン

※電気事業法で管理されている自家用電気工作物や橋梁等の塗膜を中心に未だに使用中のものがあるため、処理期限である令和9年3月末までに処理が完了できない見込み。



無害化処理認定数及び微量PCB汚染廃電気機器の
焼却処理能力推移（エコシステム山陽を含む）

(参考) 低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式等》



PCB特措法と廃棄物処理法等との関係性

- 高濃度PCB廃棄物は、廃棄物処理法に基づく民間の対応で処理できず、長期間保管することとなったことから、PCB特措法を制定し、PCB廃棄物の保管、処分等の規制等、国主導で処理体制の整備（JESCO事業）により、確実かつ適正な処理を推進し、PCB特措法に基づき届け出られている高濃度PCB廃棄物のほとんどを処理した。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCBの製造・使用が禁止された後に、絶縁油（再生油）の製造工程、輸送工程などで非意図的にPCBが混入した絶縁油等を使用している製品が対象であり、PCB濃度分析を行わないと判別が難しいことから、処分期間後も廃棄物として覚知される可能性が高い。
- POPs 条約で求められているPCBの令和10年までの適正な管理を実現するため、各法の役割を見直しつつ、処分期限後に覚知されるPCB廃棄物を適正に処理するための仕組みへと見直す。

●これまで

廃棄物処理法の規制に加え、特措法により保管、処分や行政代執行などを規定。**処理体制の整備**と処理そのものを**処分期間内に確実に実行するための特別な規制**を実施。



処分期間の到来

【高濃度PCB廃棄物】
令和8年3月
【低濃度PCB廃棄物】
令和9年3月

●今後

PCB廃棄物の処理が大きく進展したことで、**取り巻く状況が立法時と比べて大きく変化**。しかし、今後もPCB廃棄物が覚知される恐れがあるため、適正処理のための制度は必要。
※JESCOによる高濃度PCB廃棄物処理事業も令和8年3月をもって終了。



●廃棄物処理法

PCB廃棄物を処理する際の業の許可、施設設置許可、処理基準、無害化認定制度等について規定することで、PCB廃棄物の処理の際の生活環境の保全を図る。

●中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）

JESCOがPCB廃棄物の処理に係る事業等を行うことを規定。

災害廃棄物処理について

災害廃棄物対策におけるこれまでの対応

- 平成27年廃棄物処理法改正等により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備が行われた。
- その後、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、令和6年能登半島地震をはじめ、毎年発生する災害廃棄物へ取組・対処を実施してきた。
- 今般、災害廃棄物対策推進検討会において、上記事項について点検等を実施し、「今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」についてとりまとめた。

廃掃法及び災対法の一部改正(平成27年改正)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための 関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)
平時の備えを強化すべく、
➢ 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
➢ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
➢ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)
災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
➢ 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化
➢ 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)
大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)
特定の大規模災害※の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によって、円滑・迅速な処理を行いたい市町村に代わって、環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。

※ 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるもの（東日本大震災やそれを超える規模の著しく激甚な非常災害の場合等）

今後の巨大地震や集中豪雨等に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性(令和7年3月、災害廃棄物対策推進検討会)

- | | |
|-----|-------------------------------------|
| 3-1 | 自治体における災害廃棄物処理計画等及び災害支援協定の充実 |
| 3-2 | 発災後の初動期における災害廃棄物処理体制の早期確立 |
| 3-3 | 損壊家屋等の解体工事実施体制の早期確立 |
| 3-4 | 大量に発生する災害廃棄物の処理体制の早期確立 |
| 3-5 | 被災自治体等の災害廃棄物処理の支援・受援体制と横断的支援機能の早期確立 |
| 3-6 | 巨大地震・集中豪雨等における災害廃棄物処理に関する知見・データ等の充実 |
| 3-7 | 制度的対応 |

これまでの議論等も踏まえ、制度的措置を以下の3点に整理

- ① 公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立
- ② 一般廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備
- ③ 廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例措置の創設

災害廃棄物対策推進検討会における主な意見

自治体

	主な意見概要
自治体の マンパワー不足・ 知見者不足 への対応	・ 通常業務（行政事務の基礎知識の蓄積）への精通が平時からの備えに直結する ・ 被災自治体でキーパーソン（核となる担当者）を配置し、その人材を育成することが重要 ・ 都道府県、政令指定都市等の幹部職員を対象に災害廃棄物処理全般に関する方針決定、進捗管理、調整役を担える職員の育成が必要
現地支援・ 受援体制の 早期構築	・ 政令指定都市等による小規模被災自治体への災害廃棄物処理の総合支援が必要 ・ 中長期派遣制度や広域行政制度の活用等、既存制度を上手く活用して自治体が有する人的リソースを融通し合ってキーパーソンを支援する必要 ・ 支援を有効に活用できるよう、災害規模に応じて、あらかじめ必要な支援人員数や車両数、活動拠点を検討・整理しておくなど、あらかじめ受援体制を計画しておくことが必要

事業者・団体

	主な意見概要
事業者・団体等との 災害支援協定による 連携強化	・ 発生頻度の高い中小規模の災害においても官民協力できる仕組みを整える ・ 平時から災害廃棄物処理に係る地元企業・ゼネコンの役割分担を協議し、協定等の締結が必要 ・ 産業廃棄物事業者が、災害廃棄物等を最終処分場等で受け入れる場合において、経営面の各種支援、廃棄物処理法上の手続面の優遇措置の創設
現地支援・ 受援体制の 早期構築	・ 全体をマネジメント支援する総合調整役の配置が必要 ・ 窓口の一元化や優先度の整理を担う機関が必要 ・ 派遣に向けて支援者が事前に準備を行うことができるよう、発災時に支援者へ被災自治体に関する情報を共有するための仕組み等の検討が必要

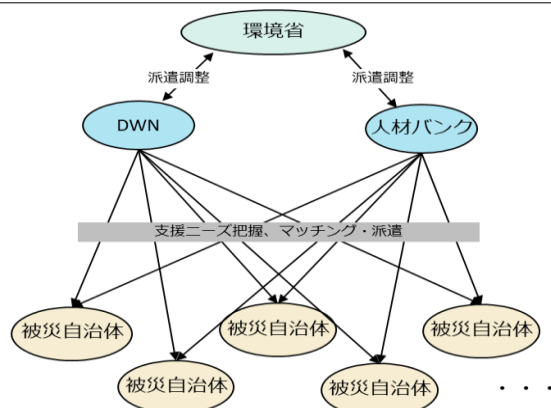
制度的措置①

公費解体・災害廃棄物処理を横断的に調整支援する専門支援機能の確立



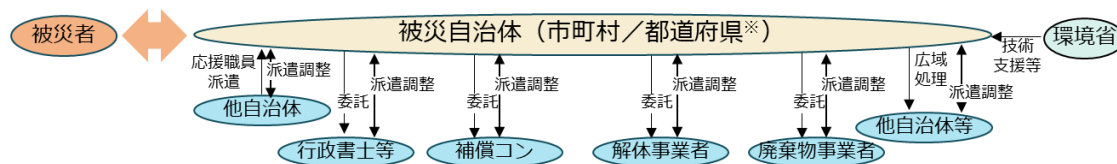
現状と課題等(公費解体・災害廃棄物処理における支援・受援体制)

- 令和6年能登半島地震(令和6年9月奥能登豪雨含む)では、石川県内6市町(珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市)を中心に災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の支援員等派遣(延べ1,597人・日)や災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家・収集運搬派遣(延べ1,340人・日、収集運搬車両 延べ1,674台)、中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣(延べ4,891人・日)による支援が行われた。また、31自治体及び25業者(令和7年3月末時点)の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。
- 例えば、石川県内のある被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理(生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等)(奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物)や公費解体(申請受付・工事前調整・解体工事等)(奥能登地域で各数千～1万棟超の解体)の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手続等を被災自治体のみで行うことは極めて困難である。
- 市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし(災害時の応援体制が想定されていない)の状況であり、今回の能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。

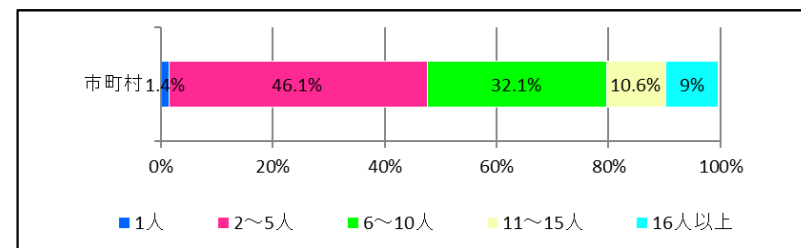


D.Waste-Net・人材バンクの支援体制(現状)

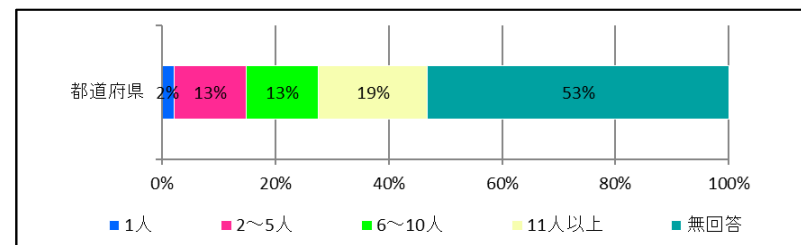
申請受付 → 工事前調整 → 解体工事 → 廃棄物処理



公費解体実施体制の全体像(現状)



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制(令和5年度末時点)



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制(令和5年度末時点)

（参考）被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能について



（災害廃棄物対策推進検討会資料から抜粋・一部加筆）

【被災自治体の横断的調整支援を担う専門支援機能の確立】

- 国は、特に大規模災害時において被災自治体（市町村、都道府県（市町村から事務委託を受ける場合））が行う災害廃棄物処理・公費解体の事業監理、人的・技術的支援、広域調整を行う横断的専門支援機能・体制の整備（平時の備えと発災時対応の両方を含む）を行う。

【想定される横断的専門支援機能の主な役割】

＜平時＞

- 自治体（市町村、都道府県）の公費解体・災害廃棄物の各種対策（**災害廃棄物処理計画・災害応援協定の策定・改定、研修・訓練、適正処理困難物の処理先確保等**）に関する技術支援 等

＜発災時＞

- **初動期**の関係機関（D.Waste-Net、関係機関、関係省庁等）と連携した**現地調査チームの編成・派遣・調査**、生活ごみ・し尿及び片付けごみの**衛生管理、仮置場・適正処理困難物管理**の技術支援 等
- 公費解体・災害廃棄物処理に係る被災自治体の**各種発注関係事務（発注支援含む）、施工監理・各種調整業務**に関する被災自治体の**補助・代行**
- 公費解体・災害廃棄物の各フェーズ・工程に応じた**技術支援・人的支援のマッチング・調整** 等

【横断的専門支援機能に必要となる具備要件】

- 廃棄物処理・公費解体に関する技術的・専門的な知見・経験（**廃棄物処理に関する知見だけでなく、廃棄物処理・公費解体に関連する様々な知見（例えば建築、土木、法務、財務、電気、DX等）が必要**）
- **多様な関係者・関係機関（自治体、事業者等）との調整**に関する知見・経験・能力
- **広域的な連携**に関する知見・経験・能力 等

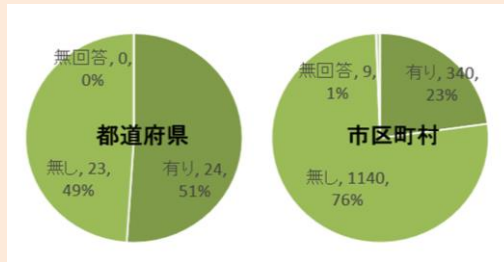
制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(1)

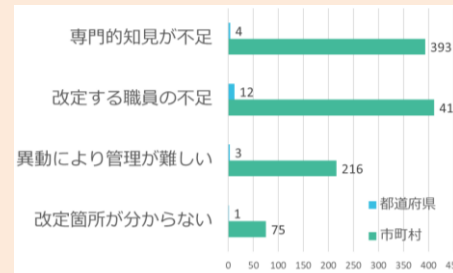
現状と課題等(災害廃棄物処理計画・災害支援協定)

- 災害廃棄物処理計画策定率は、令和5年度末時点で、都道府県100%、市区町村86%
※第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月閣議決定)において市町村の災害廃棄物処理計画策定率100%(2030年度)を設定
- 災害廃棄物処理計画の改定を行ったことのある自治体は、都道府県で約5割、市区町村で約2割にとどまる
- 策定・改定における課題として、マンパワーや知見の不足が高い要因となっている

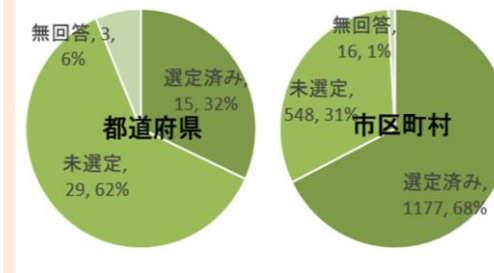
- 災害廃棄物処理計画の中で、仮置場候補地を選定している自治体は、都道府県で約3割、市区町村で約7割
- 災害廃棄物処理計画における水害の想定率は、都道府県で約4割、市区町村で約3割にとどまる
- 災害廃棄物処理計画内で想定すべき事項の反映が不十分である



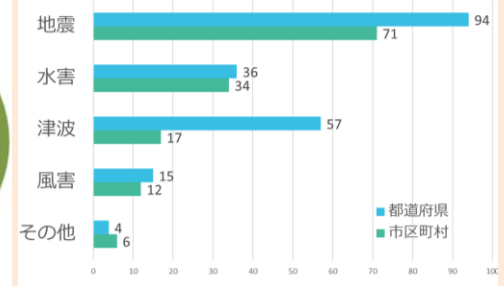
災害廃棄物処理計画を策定済みの場合、災害廃棄物処理計画の改定の有無(令和5年度末時点)



災害廃棄物処理計画の改定を行わない理由(令和5年度末時点)

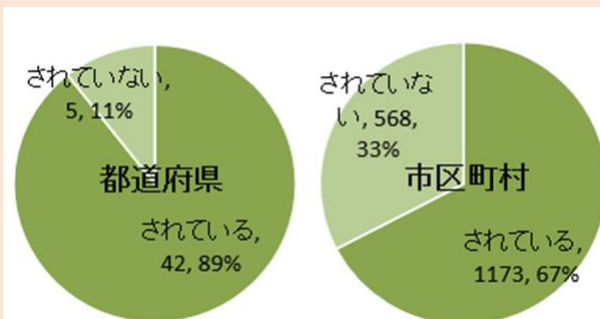


仮置場候補地選定率(令和5年度末時点)

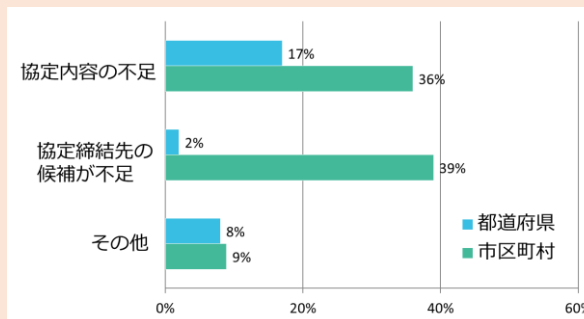


災害廃棄物処理計画における被害想定率(令和5年度末時点)

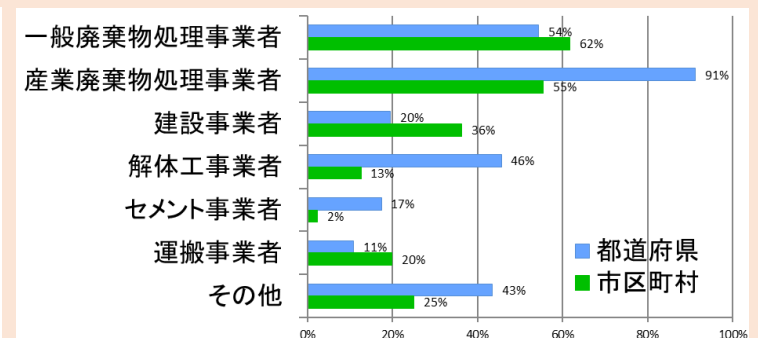
- 都道府県、周辺市町村、民間事業者等と災害時の支援協定締結率は、都道府県で約9割、市区町村で約7割
- 協定を締結していても、協定内容の不足、締結先の候補不足が課題
- 廃棄物処理事業者と協定締結済みの自治体が多い一方で、建設事業者や解体事業者等その他事業者との協定締結が進んでいない



災害支援協定締結率(令和5年度末時点)



協定締結における課題(令和5年度末時点)



民間事業者との協定締結状況(令和5年度末時点)

制度的措置②

災害廃棄物処理計画・災害支援協定に基づく災害廃棄物処理に係る特例措置等の整備(2)

現状と課題等(災害廃棄物処理に係る特例措置)

平成27年廃棄物処理法改正により、平時の備えの強化と災害時における特例措置を整備

- 平時の備えを強化すべく、災害廃棄物の処理に関わる基本理念の明確化、国、地方自治体及び事業者等関係者関係者間の連携・協力の責務の明確化、国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施
- 市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものが設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化する特例(廃棄物処理法第9条の3の2、同法第9条の3の3)を追加
- 産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいとする特例(同法第15条の2の5第2項)を追加
- 非常災害時に一定の基準を満たす場合において、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を再委託することができる特例(廃棄物処理施行令第4条第3号)を規定

- ・ 法第15条の2の5第2項に関し、「**法第15条の設置許可を必要とする産業廃棄物処理施設(施行令第7条に列举)に記載のない類型の施設のため、本特例を活用できなかった**」ことが課題に挙げられた
- ・ 施行令第4条第3号に関し、委託事業者の確保の困難さや**再々委託の禁止**を課題に挙げる自治体が多くあった

産業廃棄物の種類・品目	施設の種類
木くず	破碎施設
金属くず	切断施設、圧縮施設、破碎施設
がれき類や土砂等の混合物	選別施設
瓦類	安定型最終処分場
石膏ボード(紙+陶磁器くず)	破碎施設
タイヤ(ゴム)	金属部分とプラスチック部分を分解/分離する施設
焼却灰	灰溶融施設
スプレー缶	中身と缶を分解/分離する施設

【委託事業者の確保】

- 委託事業者の情報不足、事業者側の制度(特例規定)に関する理解不足。

【再々委託の禁止】

- 最終処分に関し再々委託ができず、処理先の確保に、円滑さが損なわれる場面があった。
- 再々委託されないか確認が必要。再々委託が必要な場合に、直接委託で対応する必要。

【対象となる災害の判断基準】

- 「非常災害時」の判断基準が不明瞭で、非常災害とする判断に時間を要した。

法第15条の2の5第2項の特例規定を活用できなかった施設の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

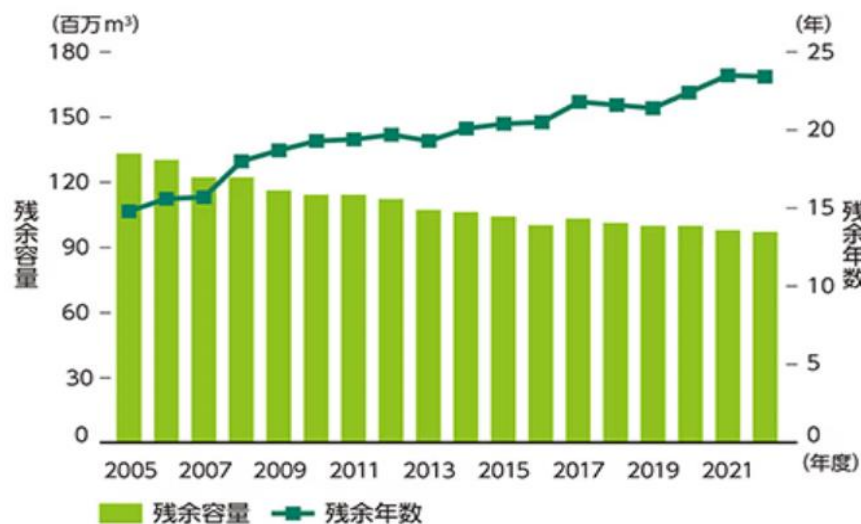
施行令第4条第3号に基づく再委託を活用した際に感じた課題の一例
(市区町村等に対し実施したアンケート調査の結果より)

制度的措置③

廃棄物最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保に係る特例制度の創設

現状と課題等(廃棄物最終処分場)

- 2022年度末時点で、全国市町村が所有する一般廃棄物最終処分場の残余容量は96,663千 m^3 、残余年数は約23.4年
- 2021年度末時点で、全国自治体及び民間事業者が所有する産業廃棄物最終処分場の残余容量は1.71億 m^3 、残余年数は約19.7年
- 大規模災害時には全体で数千万トンの災害廃棄物が発生するため、再生利用等を実施した上で、相当数の最終処分場の確保が求められる
- 一方で、廃棄物最終処分場は立地地域の合意形成を含めた施設整備に長期間を有するため、このような状況下において、民間の廃棄物最終処分場が災害廃棄物を受け入れた場合に施設の処理能力が大幅に減少し、通常の事業に支障を来すおそれがあり、民間最終処分場での災害廃棄物の受入れを促進する措置の必要性について事業者団体から懸念・要望が示されている。



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(一般廃棄物)(令和4年度末時点)



最終処分場の残余容量及び残余年数の推移
(産業廃棄物)(令和3年度末時点)

民間所有の
廃棄物最終処分場

大規模災害時に備え、市町村による災害廃棄物の
受入容量を事前確保するといった対応の必要性